# 第6章

防災指針

# 第6章 防災指針

本章では、第5章で設定した居住誘導区域内における災害リスクを評価し、その上で必要と なる防災・減災に資する取組施策について整理します。

#### 6-1 防災指針について

#### (1) 防災指針の目的

近年、特に水災害が全国各地で頻発・激甚化の傾向を見せており、防災とまちづくりが連携した取組の重要性が高まっています。

それらの課題を踏まえ、令和2年(2020年)6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する 法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられました。

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や 都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災の機能確保に関する指針です。

そのため、本市の防災に関する計画である「鎌倉市地域防災計画」とも整合を図りながら定めるものです。

#### (2) 関係法令等

これまでの治水政策の抜本的な見直しを図るべく、国や都道府県の河川管理者等で行う従来の治水対策に加えて、河川の上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらには企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進が求められており、その実効性を高めるため、令和3年(2021年)7月に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の一部が施行されました。防災指針では、その動向と連携した施策の設定等が求められます。

### (3) 防災指針の検討の流れ

防災指針は、「立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)」で示されている手順を参考として、以下の検討フローに基づき検討を進めます。

#### 【防災指針の検討フロー】



※「5)目標値の検討」は、「第8章:計画評価と進行管理」で他の評価指標と併せて整理します。

#### (4)対象とする災害ハザード情報

防災指針で対象とする災害ハザード情報は、各法令等に基づいて災害ハザードについての区 域が公表されている次の情報を対象とします。

#### 【対象とする災害ハザード情報】

#### 土 砂

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容	指定機関
ア 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 第 3 条第 1 項 (※ 1)	◇崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域	神奈川県 砂防海岸課
イ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 第9条第1項 (※2)	◇土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が 発生した場合には建築物に損傷が生じ住民等の 生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあ ると認められる土地の区域で、一定の開発行為 の制限及び居室を有する建築物の構造の規制を すべき土地の区域	神奈川県 砂防海岸課
ウ 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法 第7条第1項 (※2)	◇急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の 生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認 められる土地の区域で、土砂災害を防止するた めに警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域	神奈川県砂防海岸課

※1:正式名称は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2:正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

#### 津 波

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容	指定機関
ア 津波浸水想定	津波防災 地域づくりに 関する法律 第3条第2項3 第8条第1項 (第53条第1項) (第72条第1項)	◆国土交通大臣により定められた、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という)に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえた、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深 ◆津波防災地域づくりに関する法律に基づき定める津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の基礎資料となる  ※津波災害特別警戒区域 基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及びでき土地の区域  ※津波災害警戒区域 基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域 基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域	神奈川県 砂防海岸課

#### 洪 水 (水位周知河川に指定した河川:柏尾川、滑川、神戸川)

	災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容	指定機関					
ア	ア 洪水浸水想定区域								
	想定最大規模降雨	水防法 第 14 条第 1 項	◇洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を 防止することにより、水災による被害の軽減を図る ため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した 場合に浸水が想定される区域	神奈川県河川課					
	水防法 第 14 条第 2 項 水防法施行規則 第 2 条 4		◇国土交通省令で定める事項 ◇河川法施行令に規定する基本高水の設定の前提となる降雨(計画降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	神奈川県河川課					
	水防法 浸水継続時間: 第 14 条第 2 項 想定最大規模降雨 水防法施行規則 第 2 条 3		◇国土交通省令で定める事項 ◇浸水した場合に想定される浸水の継続時間	神奈川県河川課					
1	洪水家屋倒壊等氾濫	想定区域							
	氾濫流	水防法 第 13 条の 4	◇水防法第13条の4の都道府県知事からの通知をもとにした市町村の長による災害対策基本法第60条第3項に基づく屋内での待機等の安全確保措置の指示等の判断に資するもの(※3) ◇家屋の流出・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流、	神奈川県河川課					
河岸侵食		水防法 第 13 条の 4	洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲 (※3) ※3の出典:洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版) (国土交通省、平成27年(2015年)7月)	神奈川県河川課					

#### (洪水に関する災害ハザード情報の取り扱い)

- ▷上記の3つの河川における災害ハザード情報は、県管理の二級河川の区間を対象とした浸水深等のシミュレーション結果であり、鎌倉市が管理する区間は対象としていません。
- ▷そのため、この防災指針の検討では、それら県管理の区間のみの結果を用いて整理を行います。
- ▷なお、市管理の9つの河川(滑川(市管理区間)、神戸川(市管理区間)、二階堂川、吉沢川、太刀洗川、砂押川、新川、小袋谷川、滝ノ川)については、鎌倉市により、令和4年度(2022年度)での公表を予定として、浸水想定区域図及びハザードマップの作成を進めているため、それらが公表された後、この防災指針の見直しを検討します。

#### 高 潮 (水位周知海岸に指定した海岸:相模灘沿岸)

災害ハザード情報		根拠法令	区域設定の目的または内容	指定機関					
ア	ア。高潮浸水想定区域								
	浸水区域及び 浸水深	水防法 第 14 条の 3 第 1 ・ 2 項	◇高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を 防止することにより、水災による被害の軽減を図る ため、想定し得る最大規模の高潮であって当該海岸 について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想 定される区域及び浸水した場合に想定される水深	神奈川県 砂防海岸課					
	浸水継続時間	水防法 第14条の3第2項 水防法施行規則 第8条3	◇国土交通省令で定める事項 ◇0.5m以上の浸水が継続する時間(※4) ※4の出典:高潮浸水想定区域図[浸水継続時間] (神奈川県、令和3年(2021年)8月)	神奈川県砂防海岸課					
1	高潮家屋倒壊等氾濫	想定区域							
	氾濫流	水防法 第 13 条の 4	◇水防法第 13 条の4の都道府県知事からの通知をもとにした市町村の長による災害対策基本法第 60 条第3項に基づく屋内での待機等の安全確保措置の指示等の判断に資するもの ◇氾濫流は、高潮の流体力が、家屋の流出・倒壊をもたらすものと考えられる閾値を超えた範囲(※5)	神奈川県 砂防海岸課					
	越波	水防法 第 13 条の 4	<ul> <li>○越波は、護岸前面の高潮の潮位・波高と、護岸の高さの関係から、越波の水塊が直接飛散すると考えられる範囲(※5)</li> <li>※5の出典:高潮浸水想定区域図について:相模灘沿岸(解説)(神奈川県、令和3年(2021年)8月)</li> </ul>	神奈川県 砂防海岸課					

#### (5) 本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

国土交通省の考え方である都市計画運用指針で示されている災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性は次のとおりです。

- ア 都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域(災害ハザード情報に係るもの)
  - ① 災害危険区域のうち、建築基準法第39条第2項の規定に基づく条例により住居の 用に供する建築物の建築が禁止されている区域(建築基準法第39条第1・2項)
  - ② 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)
    - ※同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地 すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。
  - ③ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項) ※同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。
  - ④ 土砂災害特別警戒区域
    - (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)
  - ⑤ 浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
- イ 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
  - ① 津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項)
  - ② 災害危険区域(上記 ア)①に掲げる区域を除く)
- ウ それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するため の施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではない と判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
  - ① 土砂災害警戒区域

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)

- ② 津波災害警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項)
- ③ 浸水想定区域(水防法第15条第1項4号)
- ④ 基礎調査 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項)
- ⑤ 津波浸水想定における浸水の区域(津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項)
- ⑥ 都市浸水想定における都市浸水が想定される区域

(特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項)

⑦ その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

出典:第 11 版都市計画運用指針(令和 3 年(2021 年) 11 月)

前項の本市において対象となる災害ハザード情報について、国の考え方との関係性を整理すると次のとおりです。

【対象となる災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性】

分 類	本市で対象となる 災害ハザード情報	国土交通省の考え方 (居住誘導区域との関係性)
	ア 急傾斜地崩壊危険区域	都市再生特別措置法第81条第19項、同法
土砂	イ 土砂災害特別警戒区域	施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域
	ウ 土砂災害警戒区域	
津波	ア津波浸水想定	
洪水	ア 洪水浸水想定区域 ・想定最大規模降雨 ・計画規模降雨 ・浸水継続時間: 想定最大規模降雨	それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体 制の整備状況、災害を防止し、又は軽減する ための施設の整備状況や整備見込み等を総
	イ 洪水家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	合的に勘案し、居住を誘導することが適当 ではないと判断される場合は、原則として、 居住誘導区域に含まないこととすべき区域
高潮	ア 高潮浸水想定区域 ・ 浸水区域及び浸水深 ・ 浸水継続時間	
	イ 高潮家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・越波	

※前頁の都市計画運用指針で挙げられた対象区域のうち、上記以外の区域として、災害危険区域は、鎌倉市建築基準条例第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域(土砂災害特別警戒区域を除く)が災害危険区域となります。その他、津波災害警戒区域等の対象区域は、令和4年(2022年)3月末の策定時点で、鎌倉市内では指定されていません。

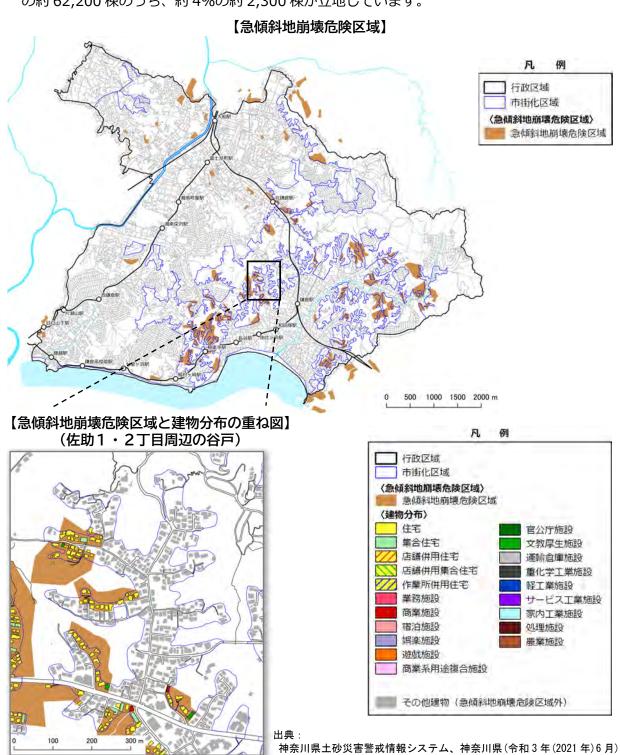
## 6-2 災害リスクの分析

前項で示した災害ハザード情報をもとに、主に居住誘導区域内の災害リスク分析を行います。

#### (1) 土砂

#### ア 急傾斜地崩壊危険区域

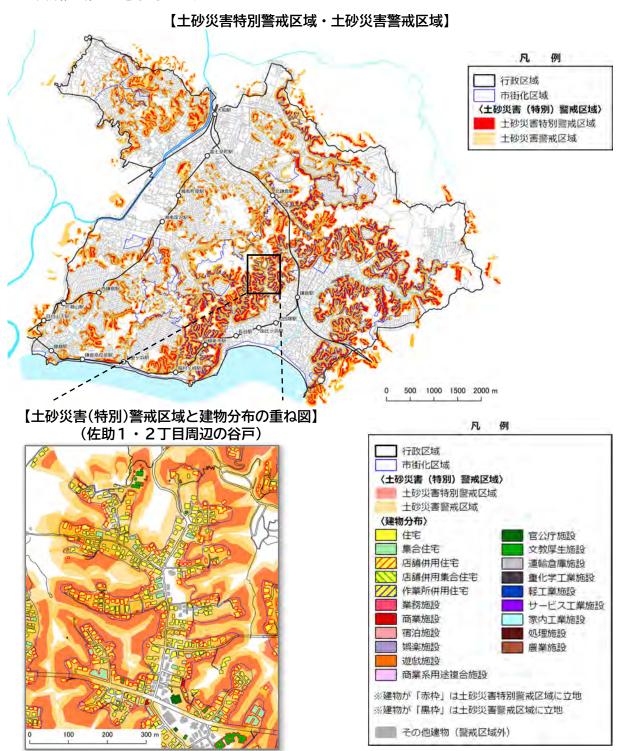
谷戸等において、居住誘導区域外とする急傾斜地崩壊危険区域に立地する建物があり、市内 の約62,200棟のうち、約4%の約2,300棟が立地しています。



都市計画基礎調査、神奈川県(平成28年(2016年))

#### イ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

谷戸等において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に立地する建物は多くあり、 市内の約62,200棟のうち、約33%の約20,800棟が土砂災害警戒区域に立地し、また、約 11%の約6,700棟(うち住宅系用途を含む建物は約90%)は居住誘導区域外とする土砂災害特別警戒区域に立地しています。



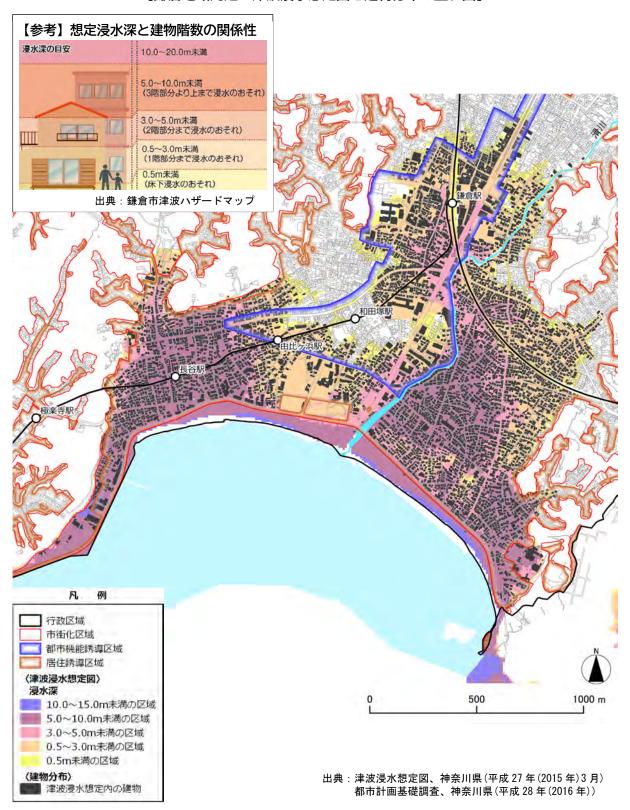
出典:神奈川県土砂災害警戒情報システム、神奈川県(令和3年(2021年)6月) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成28年(2016年))

#### (2)津波

#### ア 津波浸水想定図

鎌倉地域の低平地では、鎌倉駅より南側や長谷駅周辺の居住誘導区域内で広範囲に想定されており、想定浸水深が 5.0m 以上のエリアも存在しています。それらエリアでは 80 人/ha 以上の高い人口密度の住宅地が広がっています。

#### 【鎌倉地域周辺の津波浸水想定図と建物分布の重ね図】



七里ヶ浜駅、稲村ヶ崎駅周辺の谷戸地形や腰越駅周辺の居住誘導区域内で津波浸水想定が広がっており、鎌倉地域と比べると、その範囲は限定的ではあるものの、想定浸水深が 5.0m 以上のエリアも存在しています。



【七里ヶ浜駅・稲村ヶ崎駅周辺の津波浸水想定図と建物分布の重ね図】

#### 【腰越駅周辺の津波浸水想定図と建物分布の重ね図】





出典:津波浸水想定図、神奈川県(平成 27 年(2015 年)3 月) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成 28 年(2016 年))

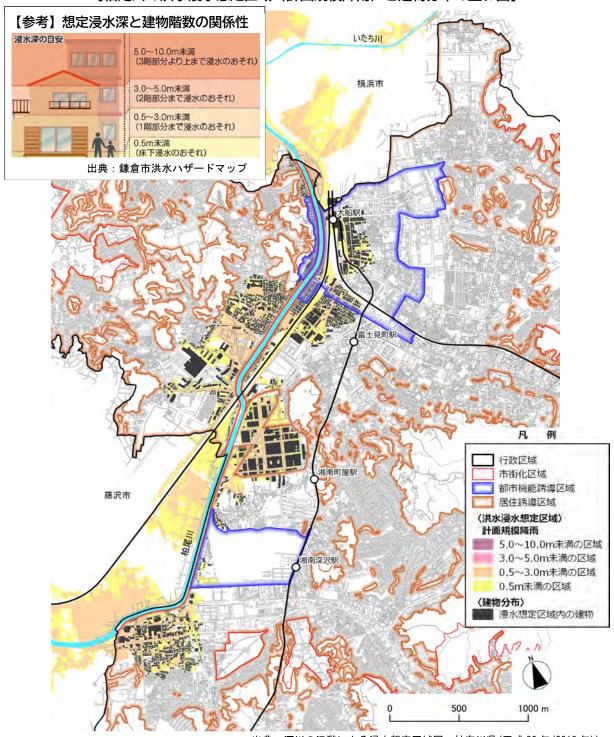
#### (3) 洪水

#### ア 洪水浸水想定区域

#### 〈計画規模降雨〉

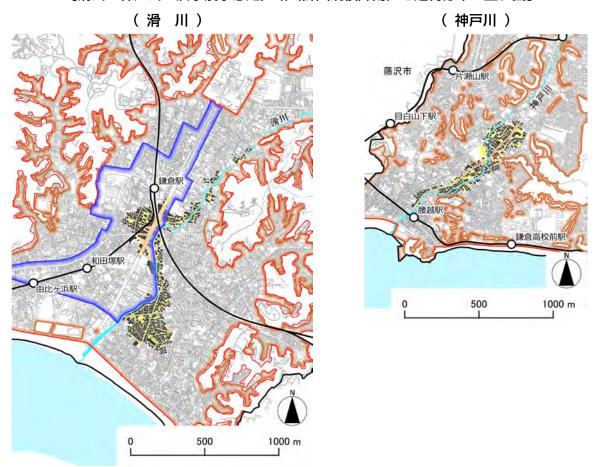
柏尾川の計画規模降雨での洪水浸水想定区域の範囲は、想定最大規模降雨と比べると限定的な範囲で想定されています。想定最大規模降雨での想定浸水深 3.0m 以上のエリアである大船駅東側及び南側、玉縄行政センター周辺、手広交差点西側では、計画規模降雨においても浸水が想定されています。

#### 【柏尾川の洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と建物分布の重ね図】



出典:河川の氾濫による浸水想定区域図、神奈川県(平成 30 年(2018 年)) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成 28 年(2016 年)) 滑川及び神戸川では、柏尾川ほどは想定最大規模降雨と計画規模降雨での洪水浸水想定区域の範囲に大きな違いはみられませんが、一部では、想定浸水深が 0.5~3.0m 未満のエリアも想定されています。

【滑川・神戸川の洪水浸水想定区域(計画規模降雨)と建物分布の重ね図】





#### 【計画規模降雨について】

公表時点の対象河川の河道(柏尾川は洪水調節施設含む)の整備状況を勘案して、洪水 防御に関する計画の基本となる年超過確率の降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場 合の予測

#### 【柏尾川】

( 対象河川 ) 境川水系柏尾川 (図面内は境川、いたち川含む)

( 公表日 ) 平成 30 年(2018年)1月 26日

( 想定降雨 ) 境川流域の 24 時間雨量 302mm

(年超過確率) 1/100 (毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100)

#### 【滑川】

(対象河川)滑川水系滑川

( 公表日 ) 令和 2年(2020年)4月28日

(想定降雨)滑川流域の1時間最大雨量74mm

(年超過確率) 1/30 (毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/30)

#### 【神戸川】

(対象河川)神戸川水系神戸川

( 公表日 ) 令和元年(2019年)12月20日

(想定降雨)神戸川流域の1時間最大雨量74mm

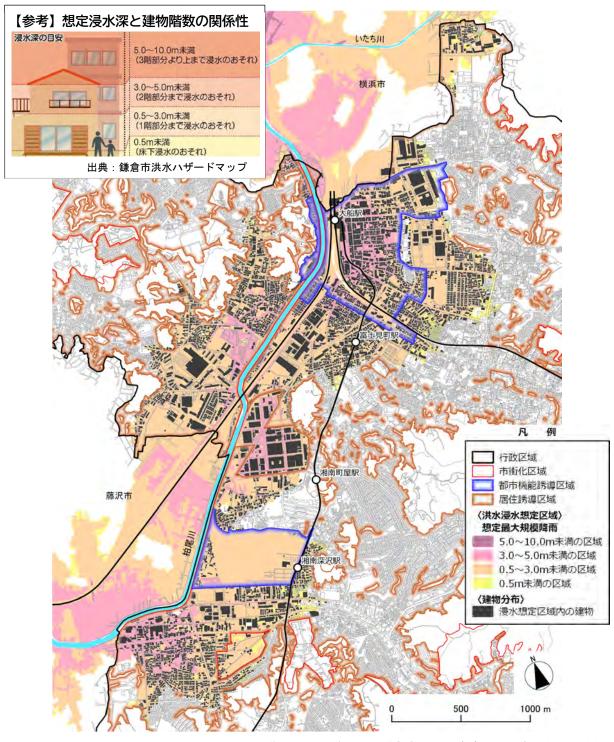
(年超過確率) 1/30 (毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/30)

出典:河川の氾濫による浸水想定区域図、神奈川県(令和元年(2019年)~令和2年(2020年)) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成28年(2016年))

#### 〈想定最大規模降雨〉

柏尾川両岸の住宅を多く含むエリアにおいて想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域が広がっており、想定浸水深 3.0m 以上のエリアである大船駅東側及び南側、玉縄行政センター周辺、手広交差点周辺の居住誘導区域内でも多くの建物が立地しています。

【柏尾川の洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と建物分布の重ね図】



出典:河川の氾濫による浸水想定区域図、神奈川県(平成 30 年(2018 年)) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成 28 年(2016 年)) 滑川では、柏尾川と同様に、道路上の一部で想定浸水深が 3.0~5.0m 未満の区域があり、 沿道には複数の建物が面しています。想定浸水深 3.0m 未満のエリアについては、鎌倉駅周辺 等に広がっており、商業施設等が立地しています。

神戸川でも、想定浸水深 3.0m 未満のエリアにおいて複数の建物が立地しています。

【滑川・神戸川の洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と建物分布の重ね図】

(滑川)
(神戸川)

( 瀬川)

( 瀬戸川)

( 河田 | 「東京

(

# 八 例 「行政区域 市街化区域 都市機能誘導区域 居住誘導区域 法水浸水想定区域 想定最大規模障雨 3.0~5.0m未満の区域 0.5~3.0m未満の区域 0.5m未満の区域 後建物分布 浸水規定区域内の建物

#### 【想定最大規模降雨について】

公表時点の対象河川の河道(柏尾川は洪水調節施設含む)の整備状況を勘案して、 想定最大降雨に伴う洪水により対象河川が氾濫した場合の予測

#### 【柏尾川】

(対象河川) 境川水系柏尾川(図面内は境川、いたち川含む)

(公表日) 平成30年(2018年)1月26日

(想定降雨) 境川流域の 24 時間総雨量 632mm

#### 【滑川】

(対象河川) 滑川水系滑川

(公表日) 令和2年(2020年)4月28日

(想定降雨) 滑川流域の 24 時間総雨量 309mm

#### 【神戸川】

(対象河川) 神戸川水系神戸川

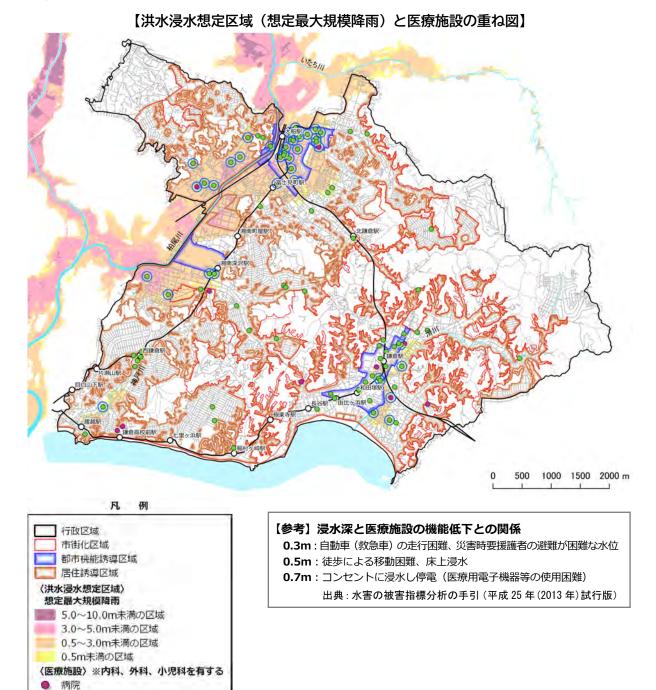
(公表日) 令和元年(2019年)12月20日

(想定降雨) 神戸川流域の 24 時間総雨量 309mm

出典:河川の氾濫による浸水想定区域図、神奈川県(令和元年(2019年)~令和2年(2020年)) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成28年(2016年))

#### 【参考:洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)と医療施設の関係性】

「水害の被害指標分析の手引」により、救急車(自動車)の走行や災害時要援護者の避難が困難となり、医療施設の機能が低下するといわれる浸水深 0.3m 以上のエリアに立地している施設は、病院が 3 箇所、診療所が 41 箇所となっており、全て居住誘導区域内に立地しています。



○ 診療所

浸水深0.3m以上に立地

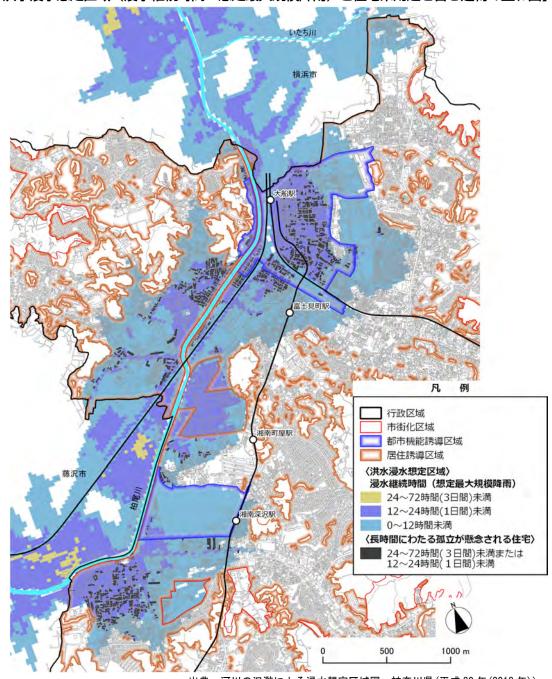
出典:河川の氾濫による浸水想定区域図、神奈川県(平成30年(2018年)~令和2年(2020年)) 神奈川県医療情報検索サービス、神奈川県(令和3年(2021年)4月時点)

#### 〈浸水継続時間:想定最大規模降雨〉

「水害の被害指標分析の手引」により、長期の孤立に伴う飲料水や食料等の不足による健康への被害や生命の危機が生じる恐れがあるとされる柏尾川の想定最大規模降雨での浸水継続時間 72 時間(3 日間)以上のエリアは想定されていませんが、それに準じる 24~72 時間(3 日間)未満または 12~24 時間(1 日間)未満のエリアには約 2,900 棟が立地し、大半が居住誘導区域内となっています。また、それら建物のうち、約 72%の約 2,100 棟が住宅系用途を含む建物となっています。

なお、滑川、神戸川では、12時間以上の浸水継続時間は想定されていません。

【柏尾川の洪水浸水想定区域(浸水継続時間:想定最大規模降雨)と住宅系用途を含む建物の重ね図】



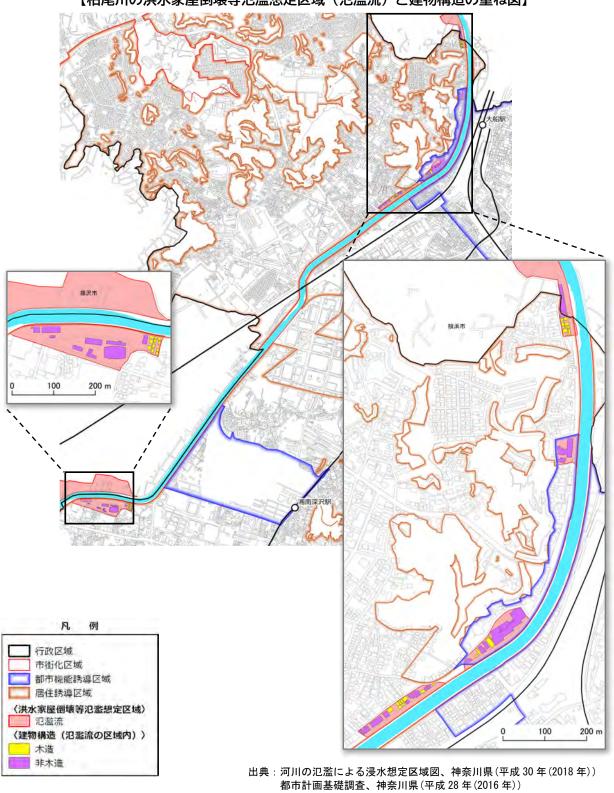
出典:河川の氾濫による浸水想定区域図、神奈川県(平成30年(2018年)) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成28年(2016年))

#### イ 洪水家屋倒壊等氾濫想定区域

#### 〈氾濫流〉

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域である洪水家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)について、柏尾川では約60棟が立地し、全てが居住誘導区域内となっています。そのうち、約半数が木造であり、かつ大半が住宅となっています。

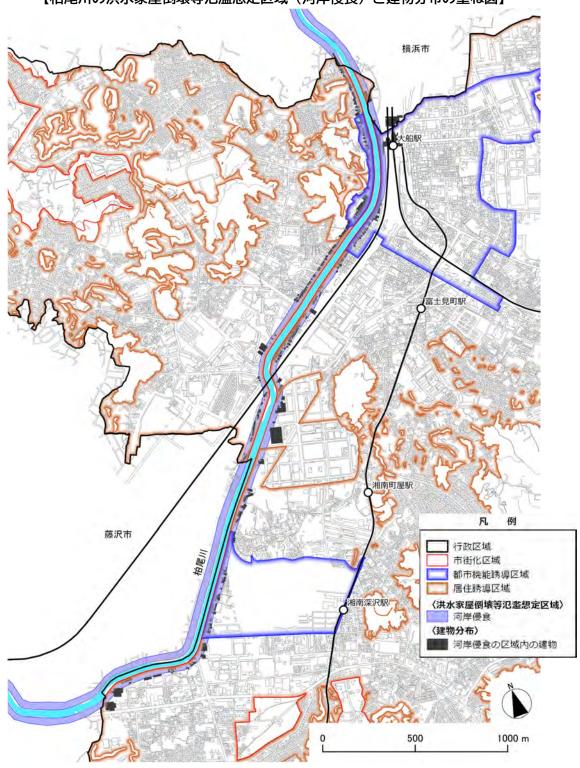
【柏尾川の洪水家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物構造の重ね図】



#### 〈河岸侵食〉

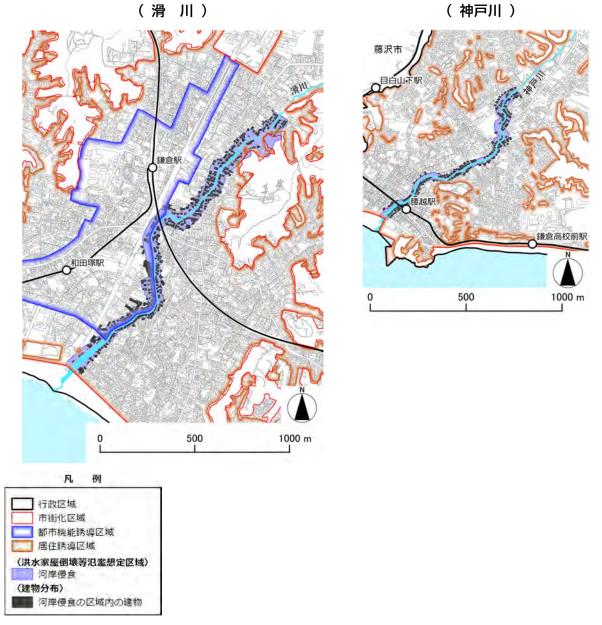
氾濫流による河岸の侵食を受け、建物の倒壊・流出などの危険性がある区域である洪水家屋 倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)について、柏尾川では約 400 棟が立地しています。

【柏尾川の洪水家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物分布の重ね図】



出典:河川の氾濫による浸水想定区域図、神奈川県(平成 30 年(2018 年)) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成 28 年(2016 年)) 滑川では約410棟が立地しています。また、神戸川では約230棟が立地しています。

【滑川・神戸川の洪水家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物分布の重ね図】



出典:河川の氾濫による浸水想定区域図、神奈川県(令和元年(2019年)~令和2年(2020年)) 都市計画基礎調査、神奈川県(平成28年(2016年))

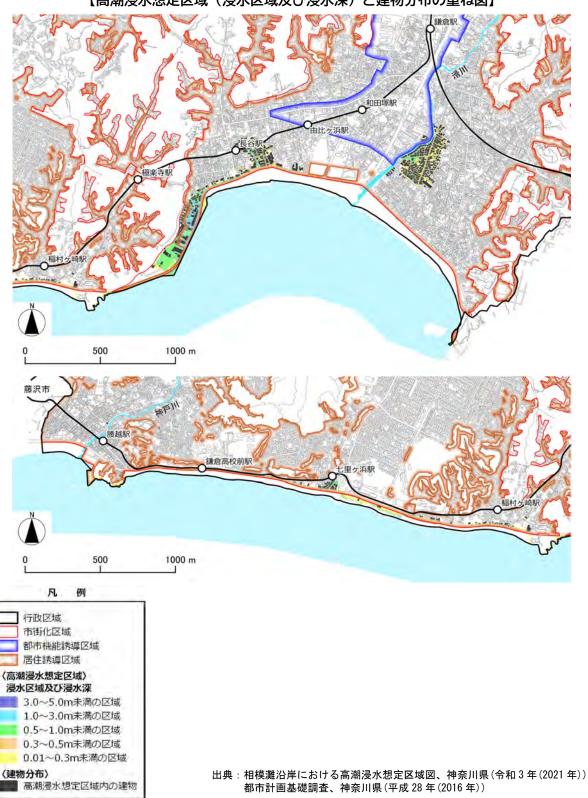
#### (4) 高潮

#### ア 高潮浸水想定区域

#### 〈浸水区域及び浸水深〉

鎌倉地域では、滑川左岸、長谷駅周辺、坂ノ下周辺、七里ヶ浜駅周辺等で想定され、住宅等を主として約670棟が立地しています。

【高潮浸水想定区域(浸水区域及び浸水深)と建物分布の重ね図】



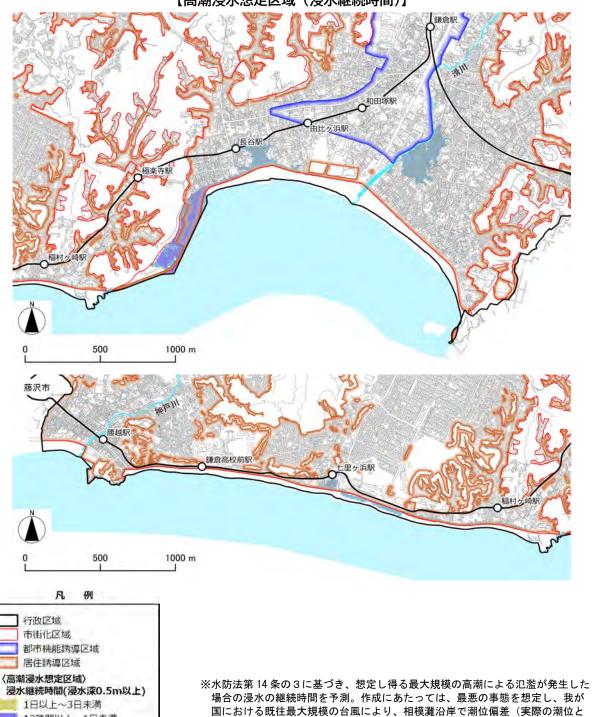
#### 〈浸水継続時間〉

12時間以上~1日未満

浸水深0.01m以上0.5m未满

12時間未満または

坂ノ下周辺では 12 時間以上~1日未満が想定されており、他の箇所は、12 時間未満または 浸水深 0.01m 以上 0.5m 未満が想定されています。



水継続時間を抽出。

【高潮浸水想定区域(浸水継続時間)】

出典:相模灘沿岸における高潮浸水想定区域図、神奈川県(令和3年(2021年))

天文潮位の差)または波高が大きくなる複数の経路・移動速度を設定してシミ

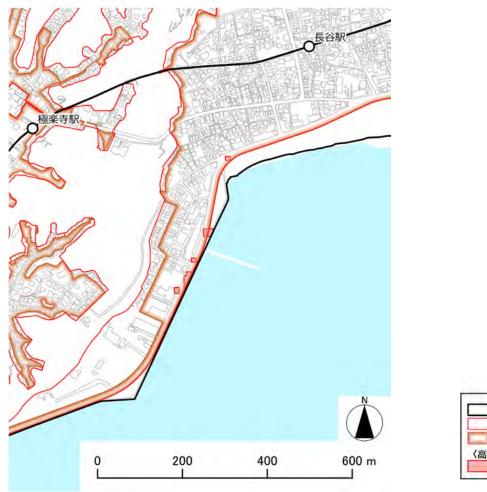
ュレーションを実施。その複数のシミュレーションの結果から、最大となる浸

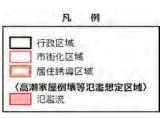
#### イ 高潮家屋倒壊等氾濫想定区域

#### 〈氾濫流〉

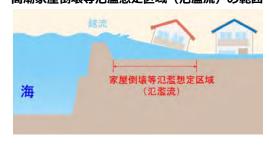
高潮での流体力が家屋の流出・倒壊をもたらすと考えられる値を超えた範囲である高潮家屋 倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、坂ノ下周辺の一部で想定され、少数ですが建物が立地して います。

#### 【高潮家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)】





【参考】 高潮家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)の範囲



※適切な避難行動の判断に資する情報として、想定し得る最大規模の高潮により、家屋の倒壊・流出をもたらすような氾濫流が発生することが想定される区域。作成にあたっては、最悪の事態を想定し、我が国における既往最大規模の台風により、相模灘沿岸で潮位偏差(実際の潮位と天文潮位の差)または波高が大きくなる複数の経路・移動速度を設定してシミュレーションを実施。その複数のシミュレーションの結果から、家屋の倒壊・流出の危険性がある区域を抽出。

出典:相模灘沿岸における家屋倒壊等氾濫想定区域図、神奈川県(令和3年(2021年))

#### 〈越波〉

護岸前面の高潮の潮位・波高と、護岸の高さとの関係から、越波の水塊が直接飛散すると考えられる範囲である高潮家屋倒壊等氾濫想定区域(越波)は、概ね全域の海岸線から 10~30m程度の範囲で想定され、約50棟が立地しています。

# 【高潮家屋倒壊等氾濫想定区域(越波)】 和田塚駅 由比ヶ浜駅 500 1000 m 藤沢市 鎌倉高校前駅 里ヶ浜駅 500 1000 m 凡 例 【参考】 高潮家屋倒壊等氾濫想定区域(越波)の範囲 行政区域 市街化区域 都市機能誘導区域 居住誘導区域 〈高潮家屋倒壊等氾濫想定区域〉 越波 家屋倒壞等氾濫想定区域 海 (越波) ※適切な避難行動の判断に資する情報として、想定し得る最大規模の高潮 により、家屋の倒壊・流出をもたらすような越波が発生することが想定 される区域。作成にあたっては、最悪の事態を想定し、我が国における

既往最大規模の台風により、相模灘沿岸で潮位偏差(実際の潮位と天文

潮位の差)または波高が大きくなる複数の経路・移動速度を設定してシミュレーションを実施。その複数のシミュレーションの結果から、家屋

の倒壊・流出の危険性がある区域を抽出。

出典:相模灘沿岸における家屋倒壊等氾濫 想定区域図、 神奈川県(令和3年(2021年))

# 6-3 防災上の課題の整理

前項までのリスク分析を踏まえ、防災・減災のまちづくりに向けた課題を整理します。 整理にあたっては、5つの行政地域ごとに行います。

#### 【リスク分析を踏まえた防災上の課題】

分 類	地 域	防災上の課題
土砂	市全域	【市全域での土砂災害特別警戒区域等の指定】 本市の地形特性より、市全域で急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が指定されています。そのため、居住地や各種施設の立地誘導によるリスクの回避や、避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。
津 波	鎌倉地域腰越地域	【低平地での津波浸水の想定】 海岸を有する鎌倉地域、腰越地域の低平地一帯では、津波の浸水が想定されています。鎌倉駅、長谷駅、腰越駅等の周辺も含まれることから、各種施設や公共交通の機能低下が懸念されるため、海岸保全施設の整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。
	大船地域 深沢地域 玉縄地域	【柏尾川による広範囲での浸水想定】 当該の3地域では、柏尾川の洪水浸水想定区域が広範囲に想定されています。また、大船駅周辺拠点でも浸水が想定され、各種施設や公共交通の機能低下が懸念されるため、流域治水の体制強化や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。 また、洪水家屋倒壊等氾濫想定区域として、深沢地域及び玉縄地域では氾濫流、当該3地域では河岸侵食が想定されているため、そのリスクへの低減が求められます。
洪水	鎌倉地域	【滑川による浸水想定】 鎌倉地域を流れる滑川の洪水浸水想定区域が想定されています。 洪水浸水想定区域には、鎌倉駅付近及び周辺の商業地も含まれるこ とから、各種施設や公共交通の機能低下が懸念されるため、河川改 修や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。 また、洪水家屋倒壊等氾濫想定区域として、河岸侵食が想定され ているため、同様にリスクの低減が求められます。
	腰越地域	【神戸川による浸水想定】  腰越地域を流れる神戸川の洪水浸水想定区域が想定されています。洪水浸水想定区域には、都市機能が集積する腰越行政センター周辺や、商店街が形成され江ノ島電鉄が通過する腰越駅周辺も含まれることから、各種施設や公共交通の機能低下が懸念されるため、河川改修や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、洪水家屋倒壊等氾濫想定区域として、河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。
高潮	鎌倉地域 腰越地域	【海岸沿いを主とした高潮による浸水想定】 鎌倉地域や腰越地域では、海岸沿いや滑川沿いの一部等で高潮の 浸水が想定されています。本市の主要幹線道路である国道 134 号 の大半の区間も含まれることにより、災害時の移動の制約等も懸念 されるため、防波施設の改良等のリスクの低減が求められます。 また、高潮家屋倒壊等氾濫想定区域として、一部エリアで氾濫流、 海岸沿い一帯での越波が想定されているため、同様にリスクの低減 が求められます。

#### 【地域ごとの防災上の課題】

#### 〈深沢地域〉

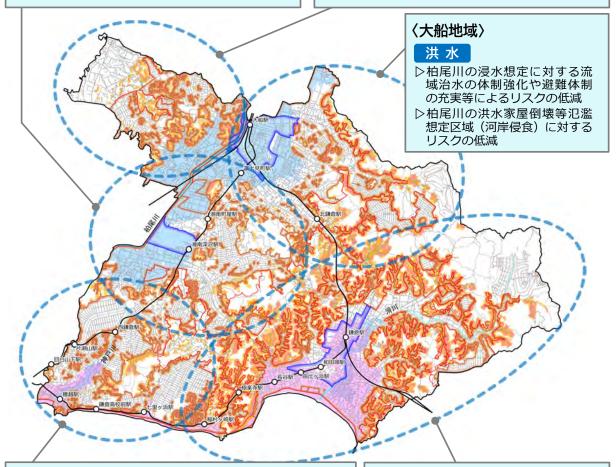
#### 洪 水

- ▷柏尾川の浸水想定に対する流域治水の体制強化 や避難体制の充実等によるリスクの低減
- ▷柏尾川の洪水家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、 河岸侵食)に対するリスクの低減

#### 〈玉縄地域〉

#### 洪 水

- ▷柏尾川の浸水想定に対する流域治水の体制強化 や避難体制の充実等によるリスクの低減
- ▷柏尾川の洪水家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、 河岸侵食)に対するリスクの低減



#### 〈腰越地域〉

#### 津 波

▶津波の浸水想定に対する海岸保全施設の整備や避難体制の 充実等によるリスクの低減

#### 洪 水

- ▶神戸川の浸水想定に対する河川改修や避難体制の充実等によるリスクの低減
- ▷神戸川の洪水家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に対するリスクの低減

#### 高 湖

▷高潮の浸水想定に対する防波施設の改良等のリスクの低減

#### 〈鎌倉地域〉

#### 津波

▷津波の浸水想定に対する海岸保全施設の整備や避難体制の充実等によるリスクの低減

#### 洪水

- ▶滑川の浸水想定に対する河川改修や避難体制の充実等によるリスクの低減
- ▷滑川の洪水家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)に対するリスクの低減

#### 喜 湖

▷高潮の浸水想定に対する防波施設の改良等のリスクの低減

#### 凡伊

行政区域 市街化区域

都市機能誘導区域

居住誘導区域

#### 〈災害ハザード情報〉

洪水漫水想定区域(想定最大規模降雨)

津波浸水想定図

洪水・津波両方の区域に該当

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

#### 〈市全域〉

#### 土 砂

○市全域で指定されている急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に対する居住地や各種施設の立地誘導によるリスクの回避や、避難体制の充実等によるリスクの低減

### 6-4 課題を踏まえた取組方針

課題に対応した取組方針を整理します。

#### (1) 防災に資するまちづくりに向けた将来像

第3章で整理した「立地適正化計画の方針」では、居住地での安全性の確保に向け、「立地適正化計画の方針2:安全・安心で多様なライフスタイルを可能とする住環境の形成」を掲げる中、その達成を目指し、「誘導方針2-1:自助・共助・公助による安全で安心な住環境の確保」を挙げています。

本章での防災指針についても、その方針の達成に資するよう、前項までの防災上の課題を踏まえた取組方針及び施策を整理し、その実施を図っていきます。

【立地適正化計画の方針2】 ※誘導方針2-1のみ

#### 立地適正化計画の方針2 ~居住誘導~

#### 安全・安心で多様なライフスタイルを可能とする住環境の形成

#### 〈誘導方針2-1〉自助・共助・公助による安全で安心な住環境の確保 長期(~20年)

○本市では、地理的条件に基づき、様々な災害リスクを多くのエリアで有しています。その ため、居住地での安全性の確保に向けて、災害リスクの少ないエリアへの居住を積極的に 誘導するとともに、自助・共助・公助の役割分担と連携のもと、災害に強い地域の体制を 整えながら、安全で安心して住み続けられる住環境の確保を図ります。

#### (2) 取組方針

将来像に基づき、災害の分類ごとの具体的な取組方針を整理します。

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域については、国の考え方のとおり、居住誘導区域内に含めず、それら箇所での「リスクの回避」に向けた取組方針及び施策を整理します。

その他の災害ハザード情報については、居住誘導区域内での「リスクの低減」に向けた取組方針及び施策を整理します。

【災害ハザード情報に対する取組方針の視点】

分 類	災害ハザード情報	取組方針の視点
	ア 急傾斜地崩壊危険区域	<b>"リスクの回避"</b> の視点で
土砂	イ 土砂災害特別警戒区域	取組方針を整理
	ウ 土砂災害警戒区域	
津 波	ア津波浸水想定	
洪水	ア 洪水浸水想定区域 ・想定最大規模降雨 ・計画規模降雨 ・浸水継続時間:想定最大規模降雨	<b>"リスクの低減"</b> の視点で 取組方針を整理
	イ 洪水家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	
京湖	ア 高潮浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ・浸水継続時間	
高潮	イ 高潮家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・越波	

**"リスクの回避"** の視点



災害時に被害が発生しないようにする(回避する) ための取組

**"リスクの低減"** の視点



浸水対策、土砂災害防止のためのハード整備、 避難体制の充実、効果的な災害情報の提供等により、 災害時の被害を低減するための取組

#### 【地域ごとの主な取組方針】

#### 〈深沢地域〉 〈玉縄地域〉 洪 水 →リスクの低減 洪 水 ┃⇒リスクの低減 ▷深沢地区土地区画整理事業 ▷防災訓練の実施等の避難・防災体制の充実 ▷河川改修などのインフラ整備 ▷ハザードマップの周知等による情報提供・共有 ▷防災訓練の実施等の避難・防災体制の充実 ▷ハザードマップの周知等による情報提供・共有 〈大船地域〉 洪 水 →リスクの低減 ▷河川改修などのインフラ整備 ▷防災訓練の実施等の避難・防 災体制の充実 ▷ハザードマップの周知等によ る情報提供・共有 〈腰越地域〉 〈鎌倉地域〉 津波 →リスクの低減 津波 →リスクの低減 ▷海岸保全施設等のインフラ整備 ▷海岸保全施設等のインフラ整備 洪 水 ┃⇒リスクの低減 洪 水 【⇒リスクの低減 ▷河川改修などのインフラ整備 ▷河川改修などのインフラ整備 高潮 →リスクの低減 ▷防波施設の改良・整備等のインフラ整備 ▷防波施設の改良・整備等のインフラ整備 【共通】 【共通】 ▷防災訓練の実施等の避難・防災体制の充実 ▷防災訓練の実施等の避難・防災体制の充実 ▷ハザードマップの周知等による情報提供・共有 ▷ハザードマップの周知等による情報提供・共有 例 A 〈市全域〉 行政区域 土砂(急傾斜地崩壞危険区域、土砂災害特別警戒区域) 市街化区域

### 都市機能誘導区域 居住誘導区域 〈災害ハザード情報〉 洪水漫水想定区域 (想定最大規模降雨) 津波浸水想定図 洪水・津波両方の区域に該当 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域

⇒リスクの回避

▷届出制度に基づく居住の立地誘導による危険回避

#### 土砂(土砂災害警戒区域) ⇒リスクの低減

- ▷斜面地の対策工事等のインフラ整備
- ▷工事費用助成等の対策支援
- ▷警戒避難体制の整備等の避難・防災体制の充実 ▷ハザードマップの周知等による情報提供・共有

# 6-5 取組施策、スケジュール

取組方針に基づく取組施策、スケジュールを整理します。

#### 【取組施策、スケジュール】

		分類					象地	域		スケジュール			
視 点	方向性	土砂	津波	洪水	高潮	取組施策		深沢	鎌倉・腰越	実施 主体	短期 (4年)	中期 (10年)	長期 (20年)
の回避	危 回険 避	•				1)届出制度に基づく居住誘導区域内 への立地誘導		0		市			<b></b>
		•				2)急傾斜地崩壊危険区域での 急傾斜地崩壊防止工事の実施	0		県			<b>†</b>	
			•			3)発生頻度の高い津波(レベル1津波) に対する海岸保全施設の整備			0	県·市			1
						4)津波に対する避難路の整備			0	市			1
IJ			•			5)避難路整備等が困難な地域での民間 施設の活用、避難施設の新設の検討			0	市		<b>-</b>	·
リスクの低減	インフラ整備			•		6)境川水系流域治水プロジェクト	0	0		国·県· 関係市			<b>†</b>
減	2			•		7)深沢地区土地区画整理事業		0		市		1	
,\	整備			•		8)二級河川の改修促進		0		県			$\rightarrow$
ード)				•		9)準用河川の改修実施		0		市			J
·					•	10)防波施設(防潮堤・防潮扉等)の 改良・整備			0	県·市			<b>†</b>
				•	•	11)道路ネットワークの整備		0		国·県·市			1
				•		12)避難場所の確保及び整備		0		市		$\rightarrow$	
		•	•	•		13)避難誘導標識等の設置		0		市		$\rightarrow$	
	対	•				14)市民等からのがけの工事相談箇所 の早期の改善		0		市			<b>†</b>
	対策支援	•				15)既成宅地等防災工事資金助成制度 による防災工事の支援		0		市等			$\Rightarrow$
	抜					16)土砂災害特別警戒区域での建築物 の移転等の税制支援等		0		市等			$\rightarrow$
		•				17)土砂災害警戒区域での危険性の 周知、警戒避難体制の整備		0		市			<b>†</b>
			•			18)津波浸水想定の区域内での特例的 な施設高さの基準の検討			0	市		$\rightarrow$	
IJ	避難		•			19)公共施設、災害時要援護者に関わる 施設の新設時の津波浸水の危険性の 低い場所への立地誘導			0	市			$\rightarrow$
リスクの低減(ソフト)	・防災体制 の充実	•	•	•	•	20)緊急避難道路及び補完道路の指定、 安全点検		0		県·市			<b>†</b>
減	荒悦  実制		•	•	•	21)自主防災組織の活動支援		0		市		]	<b>†</b>
ŷ				•		22)防災訓練、防災啓発事業等の実施		0		市			$\uparrow$
フト		•	•	•	•	23)豊富な備蓄や多様なニーズに配慮 した避難所の体制整備		0		市			$\rightarrow$
				•		24)避難行動要支援者支援制度の充実		0		市			$\uparrow$
				•		25)市管理の二級河川・準用河川の 浸水想定区域の作成		0		市	$\rightarrow$		
	情報提供・助言	•	•	•	•	26)各種ハザードマップの更新・周知による災害への備えの啓発		0		市			<b></b>
	供。	•	•	•	•	27)防災行政無線や情報通信技術等の 多様な伝達手段の充実・維持管理		0		市			<b></b>
	詈	•	•	•	•	28)要配慮者に配慮した避難情報の伝達		0		市			<b></b>
			•	•	•	29)市街地開発事業等での雨水流出 抑制対策の実施指導(対事業者等)		0		市			$\rightarrow$

(印刷用余白ページ)